参考資料２

老振発0704第１号
平成30年７月４日

都道府県
各　指定都市　介護保険主管部（局）長　殿
中核市

厚生労働省老健局振興課長
（公印省略）

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）

地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントや包括的支援事業等の実施を通じて、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としており、今後、地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で、その機能強化は重要な課題である。

他方、地域包括支援センターについては、業務負担が過大となっているとの指摘があり、具体的に、負担が大きい業務として、総合相談支援業務や指定介護予防支援などが挙げられているが、地域包括支援センターによって異なっている。

地域包括支援センターが、その機能を適切に発揮していくためには、地域包括支援センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づいた必要な機能強化を図っていく必要がある。

こうした観点から、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。）において、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされた。（介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の46関係）

このため、国において、全国で統一して用いる評価指標を策定したので、市町村においては、個々の地域包括支援センターの業務の実施状況を把握し、これを踏まえた地域包括支援センター運営協議会等での検討を通じて、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進められたい。その実施方法の詳細については、下記のとおりであるので、御了知の上、管内各市町村及び地域包括支援センター等に周知を図るとともに、その運用の参考にされたい。

記

1　目的等

（１）目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている。

センターが地域において求められる機能を十分に発揮するためには、人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センターの設置者及び市町村が事業の質の向上のための必要な改善を図っていくことが重要であり、全ての市町村及びセンターで取組状況を評価することにより、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を加速させるものである。

（２）保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標との関係

平成 30 年度保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標における地域包括支援センターに関する評価指標については、原則、本地域包括支援センター評価指標の中から、保険者機能強化推進交付金の評価指標の趣旨を踏まえて選定しているものである。

保険者機能強化推進交付金の評価指標は、各市町村において、地域課題への問題意識が高まり、地域の特性に応じた様々な取組が進められていくこと等を目的に設定しており、本地域包括支援センターの評価指標は、地域包括支援センターの効果的な評価を通じて、地域包括支援センターの機能強化を進める目的で設定したものであるので、その趣旨や活用方法について留意すること。

2　地域包括支援センター評価指標

センターの機能を向上させるためには、市町村とセンターの連携強化が欠かせないことから、地域包括支援センターの評価においては、センターに対する評価を行うこととあわせて、市町村の関わりについて点検を行うこととしており、具体的な評価の指標及びその趣旨については、別添１のとおりである。また、評価指標に関しては、以下の点に留意すること。

（１）基幹型地域包括支援センターにおける評価の取扱い

基幹型センター（地域の中で基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や介護予防ケアマネジメント、地域ケア会議等の後方支援などの機能を有するセンター）の評価の実施に当たっては、個別の担当圏域を持ち、通常のセンターと同様の機能を果た

しているものについては、一つのセンターとみなして本評価を実施すること。
一方、個別の担当圏域を持たず、市区町村業務と一体化している基幹型センターについては、市町村とみなして本評価を実施すること。

（２）サブセンター及びブランチにおける評価の取扱い

サブセンターは、本所、支所を合わせたセンター全体として人員配置基準を充足し、本所が統括機能を担い発揮しつつ、それぞれの支所が４機能（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント）を適切に果たすものであり、その性格を踏まえ本所であるセンターと一体的に評価を実施すること。

また、ブランチは、住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、センターにつなぐための「窓口」であるため、その性格を踏まえ、本評価の対象から除外する。

（３）市町村が設置・運営するセンターの取扱い

市町村が設置・運営し、センター業務以外の市町村業務が一体的に実施されているセンターについては、設置基準を満たし、センターとして運営している場合についてのみ本評価を実施すること。

## ３　市町村における評価と機能強化等の流れ

（１）市町村等の対応の流れ

市町村及びセンターは、別添１に基づき、評価指標による取組等の確認を行い、市町村は、自身の結果と管内センターの結果について、都道府県を通じて厚生労働省へ報告を行う。その際、センターの設置数等の基本情報についても併せて報告を行う。

厚生労働省においては、全国の結果を集計の上、チャート化による見える化を行った上で、都道府県を通じて市町村へ結果を周知するので、市町村はその結果等を踏まえて、地域包括支援センター運営協議会等において点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策（委託費等の予算要求、定員要求、委託方針への反映、業務マニュアルの作成等の業務改善策等）の検討を行う。また、機能強化策については、実行後の検証を行う。

（２）都道府県の対応の流れ

都道府県は、市町村とセンターにおける評価指標による取組等の確認の結果についてとりまとめの上、厚生労働省へ報告するとともに、厚生労働省がとりまとめた全国の結果について市町村へ周知を行う。

また、全国の結果や市町村等の個別結果を活用し、研修内容への反映や、市町村への個別支援等を行い、市町村におけるセンターの機能強化の支援を行う。

4　センター評価指標の機能強化のための活用方法

センターの評価指標は、市町村やセンターごとに業務の状況を明らかにし、これに基づいた必要な機能強化を図ることを目的として設定されているものであるが、その具体的な活用方法の例としては、以下のとおりである。なお、その他の活用方法を妨げるものではなく、各市町村等における創意工夫に基づく活用が可能である。

（１）業務チェックリストとしての活用

センターの業務を効果的かつ効率的に実施しているかを網羅的に点検するための指標としての活用が可能である。

実施できていない項目については、市町村とセンター間で要因や背景を分析・共有し、業務改善に繋げていくことが重要である。センターの運営方針の策定に当たり、未達成項目の改善に向けた方針を盛り込むことも考えられる。

（２）チャート化による取組の見える化

チャート化による取組状況の見える化を行うことにより、達成度合いが低い業務分野を確認することが可能である。なお、３（１）のとおり、厚生労働省より、全国の状況についてチャート化したものを情報提供するので、これと比較した上で市町村とセンター間で要因や背景を分析・共有することが可能である。

（３）連携項目を活用した業務分析

市町村とセンターにおける連携項目の評価結果を確認することにより、市町村とセンターの連携状況を把握することが可能となる。市町村とセンターで評価結果に相違がある項目を確認し、その要因や背景を分析し、解消に向けた方策を検討・実施することで、市町村とセンターの連携強化を進めることが可能である。

5　厚生労働省への報告

別添１に基づいて市町村及びセンターが行った評価指標による取組等の確認の結果及びセンターの設置数等の基本情報については、各都道府県において、市町村からの報告をとりまとめの上、別添２の様式により、平成 30 年７月末日までに厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係まで報告すること。

・　別添１　市町村及びセンターの評価指標とその趣旨
・　別添２　厚生労働省への報告様式

別添1

# 市町村及び地域包括支援センターの評価指標

## 1. 組織・運営体制等

### (1) 組織・運営体制

市町村指標におけるセンターとは、管内の全センターをいう。

| | 市町村指標 | | センター指標 | 趣旨・考え方 | 時点 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。 | 1 | 市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。 | ・地域の関係者で構成される運営協議会の仕組みを活用し、運営方針を策定していることを評価するもの。 | 評価実施年度の運営について、4月末日までに示された運営方針が対象 | (市町村・センター)<br>・紙面等で策定されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 2 | 年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。 | 2 | 事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。 | ・センターの事業計画を策定するに当たり、市町村とセンターで必要な協議が行われ、センターの事業計画に反映されているかを評価するもの。 | 評価実施年度の事業計画を策定した際の検討実績が対象 | (市町村・センター)<br>・協議の方法等は問わない。<br>・協議の記録が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 3 | 前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。 | 3 | 市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。 | ・センターの運営方針、支援・指導の内容に関し、運営協議会から意見・指摘を受けた際の対応状況を評価するもの。 | 前年度の対応実績を対象 | (市町村)<br>・前年度に開催した運営協議会において、意見または指摘が出されなかった場合は、指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 |
| 4 | 市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的に開催しているか。 | 4 | 市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。 | ・市町村とセンターの連携のための体制が整備され、連携が図られているかを評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | (センター)<br>・原則的に毎回出席していれば、出席を予定していた連絡会合に、虐待対応など緊急対応のため出席できないことがあった場合も、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 5 | センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。 | 5 | 市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。 | ・市町村とセンターで情報連携が適切に実施されているかを評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | (市町村・センター)<br>・次の7つの情報のうち、3つ以上提供している、または提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。(①担当圏域の高齢者人口②担当圏域の高齢者のみの世帯数③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の各種住民アンケート結果④要介護等認定者数やサービス利用状況等の介護保険に係る情報⑤民生委員や地域のサロン運営者等地域の関係団体情報⑥地域の社会資源に関する情報⑦その他ニーズ把握に必要な情報)<br>・データ、書面、システム等で提供している・提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |

| | 市町村指標 | | センター指標 | 趣旨・考え方 | 時点 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | （市町村指標なし） | 6 | 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの実情に応じた重点業務を明らかにしているか。 | | 前年度の実績が対象 | （センター）<br>・重点業務を定めた検討の記録が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 6 | センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく三職種の配置を義務付けているか。 | 7 | 市町村から配置を義務付けられている三職種を配置しているか。 | ・必要な支援が効果的に提供されるための体制が確保されていることを評価するもの。 | 評価実施年度における4月末時点の状況が対象 | （市町村・センター）<br>・介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員の配置状況を評価するもの。<br>・介護保険法施行規則第140条の66第1号ロの基準が適用される場合は、それに基づく人員の配置状況を評価する。<br>・直営のセンターについては、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員配置が、組織規則等において定められている、またはその他の方法により明示されることをもって指標を満たしているものとして取り扱う。<br>・包括的支援事業の実施基準を定める条例に定めているのみでは指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 |
| 7 | センターにおいて、三職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）が配置されているか。 | | （センター指標なし） | ・必要な支援が効果的に提供されるための体制が確保されていることを評価するもの。 | 評価実施年度における4月末時点の状況が対象 | （市町村）<br>・三職種が配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。ただし、介護保険法施行規則第140条の66第1号ロの基準が適用される場合は、それに基づく配置数を満たしている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。<br>・複数のセンターを設置している場合は、平均値を算出し、小数点第1位を四捨五入し整数化した値が基準による配置人数以上であれば、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 8 | センターの三職種（準ずる者含む）一人当たり高齢者数（全圏域内の高齢者数/全センター人員）の状況が1,500人以下であるか。<br>※小規模の担当圏域におけるセンターについては配置基準が異なるため、以下の指標を用いる。<br>①第1号被保険者数が概ね2,000人以上3,000人未満･･･1,250人以下<br>②第1号被保険者数が概ね1,000人以上2,000人未満の場合･･750人以下<br>③第1号被保険者数が概ね1,000人未満の場合･･･500人以下 | | （センター指標なし） | ・センターの人員配置状況を評価するもの。 | 評価実施年度における4月末時点の状況が対象 | （市町村）<br>・三職種の人員配置基準については、介護保険法施行規則第140条の66に定める基準とする。<br>・センターが複数ある場合には、平均値により判定。<br>・市町村に規模の異なる担当圏域が混在する場合、各センターの一人当たり高齢者数の合計が、各センターの担当圏域の規模ごとの基準人数の合計を下回る場合には、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |



| | 市町村指標 | | センター指標 | 趣旨・考え方 | 時点 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 9 | センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。 | 8 | 市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。 | ・センター職員の資質向上を図るため、必要な研修計画の策定または共有状況を評価するもの。 | 評価実施年度の4月末までに示された、当該年度内の研修計画が対象 | （市町村・センター）<br>・主催者、研修内容・時間数は問わない。<br>・評価実施年度の4月末までにセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| | （市町村指標なし） | 9 | センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施しているか。 | ・職場の状況に左右されず、均一な研修の機会を提供できているかを評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （センター）<br>・主催者、研修内容・時間数は問わない。 |
| 10 | センターに対して、夜間・早朝の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。 | 10 | 夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。 | ・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村・センター）<br>・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも指標の内容を満たしているものとして取り扱う。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 11 | センターに対して、平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。 | 11 | 平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。 | ・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村・センター）<br>・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも指標の内容を満たしているものとして取り扱う。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 12 | 市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。 | 12 | パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。 | ・住民に広く認知されるための取り組みを行っているかを評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村）<br>・少なくとも広報紙やホームページで周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。<br>（センター）<br>・少なくともパンフレットの配布により周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 13 | 介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。 | | （センター指標なし） | ・センターの円滑な利用のため、情報公表の取組を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村）<br>・具体的な公表項目は、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績等。 |

## (2) 個人情報の管理

| | 市町村指標 | | センター指標 | 趣旨・考え方 | 時点 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 14 | 個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。 | 13 | 個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか。 | ・個人情報の取扱方針が整備されていることを評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村・センター）<br>・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 15 | 個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。 | 14 | 個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。 | ・個人情報漏えい等の事態が発生した場合の対応方法が整備されていることを評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村・センター）<br>・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 16 | センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。 | | （センター指標なし） | ・個人情報を適正に取り扱うため、センターから報告された事案への対応状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村）<br>・前年度に実績が無い場合、今年度速やかに指示・助言できる体制を整備している場合には、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| | （市町村指標なし） | 15 | 個人情報の保護に関する責任者を配置しているか。 | ・個人情報保護に関する責任体制が構築されていることを評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （センター）<br>・常勤で配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、専従・兼務の別は問わない。 |
| | （市町村指標なし） | 16 | 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。 | ・個人情報の適正な取扱状況を問うもの。 | 前年度の実績が対象 | （センター）<br>・データまたは紙面で管理されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |



## (3) 利用者満足度の向上

| | 市町村指標 | | センター指標 | 趣旨・考え方 | 時点 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 17 | 苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。 | 17 | 市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。 | ・苦情受付体制と苦情への対応状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村・センター）<br>・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 18 | センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。 | 18 | センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。 | ・センターが受けた相談内容を市町村との間で共有する体制を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村・センター）<br>・報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。<br>・介護サービスに関する相談には、介護に関する幅広い相談や苦情も含む。<br>・前年度に実績が無い場合、速やかに報告や協議ができる体制を整備している場合には、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 19 | 相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。 | 19. | 相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。 | ・相談対応の際のプライバシーの確保に関する取組を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村）<br>・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |

## 2. 個別業務

### (1) 総合相談支援業務

| | 市町村指標 | | センター指標 | 趣旨・考え方 | 時点 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 | 市町村レベルの関係団体（民生委員等）の会議に、定期的に参加しているか。 | | （センター指標なし） | ・センターの相談環境の整備のため、市町村の関係団体との連携状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村）<br>・関係団体とは民生委員・介護サービス事業者・高齢者の日常生活支援活動に携わるボランティア等をさすが、そのうち少なくとも民生委員の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。<br>・民生委員の会議がない場合は、自治会等の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| | （市町村指標なし） | 20 | 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。 | ・相談に適切に対応するための関係団体との連携状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （センター）<br>・介護サービス事業者・医療機関・民生委員いずれの情報も管理している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。<br>・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 21 | センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。 | 21 | 相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。 | ・相談事例の適切な進捗管理のため、住民等からの相談を終結する目安の設定状況を評価する。 | 前年度の実績が対象 | （市町村・センター）<br>・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。<br>・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 22 | センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。 | 22 | 相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。 | ・相談内容の分析状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村・センター）<br>・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。<br>・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 23 | 1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。 | 23 | 1年間の相談事例の件数を市町村に報告しているか。 | ・相談件数の把握状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | |



| | 市町村指標 | | センター指標 | 趣旨・考え方 | 時点 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 24 | センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。<br>※対応例）センターだけでは対応が難しい相談事例等への支援方針の助言・指導、同行訪問、地域ケア会議への参加など | 24 | 相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から支援があったか。 | ・相談事例解決のための市町村とセンターの連携体制の構築とその対応状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村・センター）<br>・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対処について、日頃から連携体制を構築している場合に、指標の内容を満たしているものをして取り扱う。<br>・対応実績があった場合のみ、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 25 | センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。 | 25 | 家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。 | ・介護離職防止の観点を含めた、家族介護者への相談対応の状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | |

### (2) 権利擁護業務

| | 市町村指標 | | センター指標 | 趣旨・考え方 | 時点 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 26 | 成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。 | 26 | 成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。 | ・適切な成年後見制度の活用を促すため取組状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村・センター）<br>・データまたは紙面で共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 27 | 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。 | 27 | 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。 | ・虐待事例または虐待が疑われる事例への円滑な対応体制の整備状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村・センター）<br>・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 28 | センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。 | 28 | センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。 | ※ 前項と同じ | 前年度の実績が対象 | （市町村・センター）<br>・前年度に実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 29 | 消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。 | 29 | 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。 | ・高齢者の消費者被害等に対する対応状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （センター）<br>・相談内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| | （市町村指標なし） | 30 | 消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。 | ※ 前項と同じ | 前年度の実績が対象 | （センター）<br>・少なくとも民生委員に対し情報提供し、取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

| | 市町村指標 | | センター指標 | 趣旨・考え方 | 時点 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 30 | 日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等）を把握し、センターに情報提供しているか。 | 31 | 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等）を把握しているか。 | ・圏域内の居宅介護支援専門員に関するデータの把握状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村）<br>・把握した情報を、センターにデータまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。<br>（センター）<br>・把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 31 | センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。 | 32 | 介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか。 | ・市町村とセンターの連携による、計画的な介護支援専門員向け研修計画の策定状況を評価するもの。 | 評価実施年度における、開催計画が対象 | （市町村）<br>・センターと協議している開催計画であれば、都道府県主催のものやセンターが共催するもの、民間事業者等による自主的な研修や、スキルアップ等を促進するために財政支援を行う等具体的取り組みによるものも、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たすものとして取り扱う。<br>（センター）<br>・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 32 | 介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。 | 33 | 介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。 | ・市町村とセンターが介護支援専門員のニーズを共有しているか評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村）<br>・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 33 | 地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。 | | | ・介護支援専門員のニーズを踏まえた研修等の開催状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村・センター）<br>・開催状況について、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 34 | 介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けているか。 | 34 | 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けているか。 | ・介護支援専門員のニーズに基づく、介護支援専門員と医療機関等の関係者との連携を推進する場の設定状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村）<br>・介護支援専門員のニーズに基づいた関係者との意見交換の場を通じ、顔の見える関係の有無を問うものであり、在宅医療・介護連携推進事業等の枠組みで実施するものでも構わない。<br>・都道府県主催のものも対象とする。<br>・ただし、地域ケア会議は含まない。<br>（センター）<br>・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。<br>・ただし、地域ケア会議は含まない。 |



| | 市町村指標 | | センター指標 | 趣旨・考え方 | 時点 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | （市町村指標なし） | 35 | 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。 | ・圏域内の居宅介護支援専門員が円滑に業務を行えるよう、環境整備の取り組み状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | |
| 35 | センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。 | 36 | 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。 | ・介護支援専門員からの相談内容の整理状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | （市町村・センター）<br>・相談内容の「整理・分類」と「経年的件数把握」を行っている場合（市町村においては全センターで行っている場合）に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、経年的とは概ね3年程度とする。 |

### (4) 地域ケア会議

| | 市町村指標 | | センター指標 | 趣旨・考え方 | 時点 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 36 | 地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。 | 37 | 地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。 | ・地域ケア会議の機能を踏まえ、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議それぞれの機能、構成員、開催頻度を決定し、センターと共有されていることを評価するもの。 | 評価実施年度における4月末時点の状況が対象 | （市町村・センター）<br>・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、その開催計画が策定され、データまたは紙面にて市町村からセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。<br>・地域ケア会議の5つの機能（①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見④地域づくり・資源開発⑤政策の形成）について、計画上で何らかの内容が盛り込まれている必要がある。 |
| 37 | 地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。 | | （センター指標なし） | | 評価実施年度における4月末時点の状況が対象 | （市町村）<br>・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについても周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。<br>・少なくとも地域ケア会議の構成員が所属する団体へ周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 38 | センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して、周知しているか。 | 38 | センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。 | ・地域ケア会議の運営方法や連携方針を策定し、センターと共有されていることを評価するもの。 | 評価実施年度における4月末時点の状況が対象 | （市町村）<br>・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても方針を策定し、データまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。<br>・運営方法と地域ケア会議の連携について周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。<br>（センター）<br>・センター職員・会議参加者・地域の関係機関のいずれにもデータまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |

| | 市町村指標 | | センター指標 | 趣旨・考え方 | 時点 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 39 | センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。 | 39 | センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。 | ・個別ケースを検討する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | |
| 40 | 地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。 | 40 | センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。 | ・地域ケア会議における、多職種連携による個別事例の検討、対応策の実施を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | (市町村・センター)<br>・地域ケア会議として位置づけられているものが対象<br>・対応策とは具体的には以下のものをいう<br>・課題の明確化<br>・長期・短期目標の確認<br>・優先順位の確認<br>・支援や対応及び支援者や対応者の確認等<br>・モニタリング方法の決定<br>※確認とは見直しも含む |
| 41 | センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。 | 41 | 市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。 | ・個人情報の取扱について、方針を定め、それに基づき対応していることを評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | (市町村)<br>・個人情報の取扱方針を定め、データまたは紙面でセンターに示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。<br>(市町村・センター)<br>・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 42 | 地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。 | 42 | センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。 | ・地域ケア会議における議事録等をまとめ、関係者間で共有している状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | (市町村・センター)<br>・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 43 | 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。 | 43 | 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。 | ・会議の場で検討するだけでなく、その後の経過をモニタリングする仕組みを評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | (市町村・センター)<br>・モニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。<br>・会議においてモニタリングが必要とされた事例の全てにおいて実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 44 | 生活援助の訪問回数の多いケアプラン(生活援助中心のケアプラン)の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。 | | (センター指標なし) | ・自立に資するケアマネジメントが行われているかを点検するための実施体制が整備されているかを評価するもの。 | 平成30年度の取り組みが対象(予定も含む) | |



| | 市町村指標 | | センター指標 | 趣旨・考え方 | 時点 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 45 | センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。 | 44 | センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。 | ・個別ケースの積み重ねから共通する地域課題を発見する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | |
| 46 | センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。 | 45 | センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。 | ・センターが主催した地域ケア会議の検討事項をまとめたものを、市町村とセンターで共有されていることを評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | (市町村・センター)<br>・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 47 | センター主催及び市町村主催も含めた地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。 | | (センター指標なし) | ・地域課題を検討する地域ケア会議の議事概要を住民向に公表しているかを評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | (市町村)<br>・公表の方法は問わない。<br>・年1回以上実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 48 | 複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言しているか。 | | (センター指標なし) | ・地域ケア会議における検討が、地域課題の解決につながる仕組みとなっていることを評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | (市町村)<br>・提言した政策が実施されたかは問わない。 |

## (5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

| | 市町村指標 | | センター指標 | 趣旨・考え方 | 時点 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 49 | 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。 | 46 | 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。 | ・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントが行われるよう、市町村としての方針を定めセンターと共有していることを評価するもの。 | 評価実施年度における4月末時点の状況が対象 | (市町村・センター)<br>・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール(興味・関心チェックシート等)及び多職種の視点(地域ケア会議等)の活用について全て記載され、共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 50 | センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。 | 47 | 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。 | ・多様な地域の社会資源に関する情報提供の状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | (市町村)<br>・センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体のいずれに対しても情報提供を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。<br>(センター)<br>・ケアプラン作成において地域の社会資源を位置づけたことがある場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 51 | 利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。 | 48 | 利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。 | ・セルフマネジメント推進のための取組状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | (市町村・センター)<br>・介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法を定め、センターと共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 52 | 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。 | 49 | 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。 | ・ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託実施する際の方針が明示されていることを評価するもの。 | 評価実施年度における4月末時点の状況が対象 | (市町村・センター)<br>・委託の有無にかかわらず、指針を作成し、紙面またはデータで共有されていることを評価の対象とする。 |
| 53 | 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の指針をセンターに対して明示しているか。 | 50 | 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。 | ・ケアマネジメントを委託した場合においても、センターの三職種等が適切に関与し、必要な支援を実施できているかを評価するもの。 | 評価実施年度における4月末時点の状況が対象 | (市町村)<br>・委託の有無にかかわらず、市町村がセンターに対し市町村が作成した指針を、データまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。<br>(センター)<br>・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 54 | 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。 | | (センター指標なし) | ・介護予防ケアマネジメントの実施に当たり適切な人員体制の整備を行うため、実施体制等の把握状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | (市町村)<br>・月ごとの人員体制及び実施件数について、センターごとに把握している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |



## 3. 事業間連携(社会保障充実分事業)

| | 市町村指標 | | センター指標 | 趣旨・考え方 | 時点 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 55 | 医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。 | 51 | 医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。 | ・センターの活動支援に資する取組として、医療と介護の連携に資する取組を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | (市町村・センター)<br>・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。 |
| 56 | 医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。 | 52 | 医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。 | ※ 上記と同じ | 前年度の実績が対象 | (市町村・センター)<br>・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。 |
| 57 | 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。 | 53 | 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。 | ※ 上記と同じ | 前年度の実績が対象 | |
| 58 | 認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。 | 54 | 認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。 | ・認知症の総合的支援に従事する関係者との連携状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | (センター)<br>・認知症初期集中支援事業の訪問支援対象者の情報(事例の経過や支援結果など)について、センターから認知症初期集中支援チーム員に情報提供した事例のほか、チーム員が直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |
| 59 | 生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。 | 55 | 生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。 | ・生活支援体制整備事業との連携状況を評価するもの。 | 前年度の実績が対象 | (センター)<br>・生活支援コーディネーター及び協議体いずれとも協議している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 |